

変わります 21世紀の 参議院議員選挙

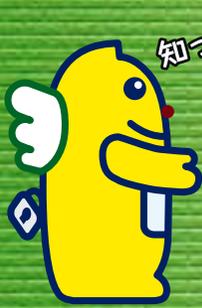


こんどの参院選は、
どう変わるのかな？

参議院議員の定数削減
非拘束名簿式比例代表制



明るい選挙イメージキャラクター
選挙のめいすいくん



公職選挙法の一部が改正され、2001年の参議院通常選挙から適用されることになりました。

どこが変わるの？

参議院議員の定数が削減されました。

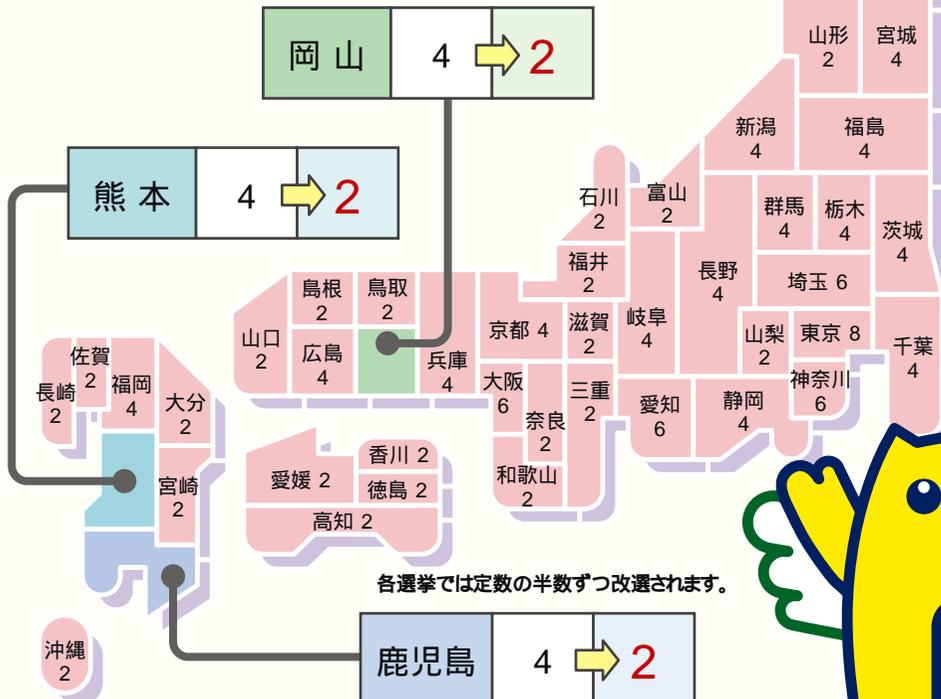
参議院議員の定数を252人から242人とし、次のように削減されることになりました。



平成13年、16年の2回の通常選挙の際に5人ずつ削減されます。

参議院選挙区選挙定数マップ

(注)比例代表選挙は全都道府県の区域を通じて行われます。



選挙区では3つの県で減っているね



なるほどね!

各選挙区では定数の半数ずつ改選されます。





どこが変わるの？

参議院比例代表選挙が**非拘束名簿式**となりました。

候補者名で

政党名で



これまでの参議院比例代表選挙は、あらかじめ政党の側で候補者の当選順位を決めておく方式(拘束名簿式)で、有権者は政党名を記載して投票しました。これに対し、新たに導入された**非拘束名簿式**は、名簿では当選順位は決められておらず、有権者が**候補者名または政党名のいずれかを記載して投票**する方式であるため、有権者は当選させたい候補者を選ぶことができます。

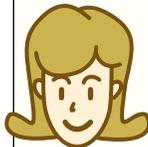
参議院比例代表選挙のしくみはこうなります。

1 公示



〇〇党
○本○郎
○山○太
○川○子
○田○江

△△党
△木△子
△水△一
△野△代
△中△治



各政党が候補者名簿を届出(当選順位はなし)

政党は

名簿による立候補の届出
一定の要件を満たす政党は、当選順位を付けないで候補者名簿を届け出ます。

2 投票



候補者名でも、
政党名でも投票できる

有権者は

投票方法
有権者は投票用紙に、名簿に記載された候補者名を記載して投票します。ただし、候補者名に代えて政党名を記載して投票することができます。



3 開票

$$\begin{matrix} \text{〇〇党の} \\ \text{総得票数} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{〇〇党候補者} \\ \text{個人の得票数} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{政党名の} \\ \text{得票数} \end{matrix}$$

$$\begin{matrix} \text{△△党の} \\ \text{総得票数} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{△△党候補者} \\ \text{個人の得票数} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{政党名の} \\ \text{得票数} \end{matrix}$$

各政党の総得票数に応じて議席を比例配分し、
候補者ごとの得票数の順に当選人を決める

当選人の決め方

1. 政党の総得票数に基づいてドント方式により、各政党の当選人の数が決まります。なお、政党の総得票数は、候補者個人の得票と政党名の得票を合算したものとします。
2. 各政党に配分された当選人の数のなかで、得票数のもっとも多い候補者から順次当選人が決まります。

4 結果

〇〇党	400万票
当	○山○太 120万票
当	○田○江 100万票
当	○本○郎 80万票
	○川○子 60万票
政党名の投票	40万票

3人当選

△△党	300万票
当	△野△代 90万票
当	△水△一 70万票
	△木△子 50万票
	△中△治 30万票
政党名の投票	60万票

2人当選



選挙運動はどう変わるの？

新たに候補者個人の選挙運動ができることとなります。

非拘束名簿式比例代表制への改正に伴い、これまでの政党による選挙運動のほか、新たに、次のとおり候補者個人の選挙運動ができるようになります。

選挙運動の種類	政党	候補者個人
選挙事務所	各都道府県1カ所	全国で1カ所
自動車(船舶)・拡声機		各2
はがき		15万枚
ピラ		25万枚(2種類)
ポスター		7万枚
新聞広告	20～44段	
政見放送	テレビ2～8回 ラジオ1～4回	
街頭演説		できる
個人演説会		
選挙公報	紙面の1/4～1面	

数字に～がある項目は候補者の人数によって決まります。

よろしく
お願いします



選挙違反があると？

参議院比例代表選挙でも連座制の適用があります。

連座制とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある人が、買収罪等の罪を犯し、刑に処せられた場合、候補者や立候補予定者本人について、その選挙の当選を無効とするとともに立候補制限という制裁を科す制度です。参議院比例代表選挙では、候補者個人のために行う選挙運動に連座制の適用があります。

連座制対象者	対象となる事由	連座制が適用された場合
選挙運動を総括主宰した者 出納責任者等 選挙運動の地域主宰者	買収罪等の悪質な選挙違反を犯し、 罰金以上の刑に処せられた場合 (執行猶予を含む)	当選無効 5年間の立候補制限 (5年間は参議院比例代表選挙の候補者となることができない)
候補者または立候補予定者の親族 (父母、配偶者、子、兄弟姉妹) 候補者または立候補予定者の秘書 組織的選挙運動管理者等 (選挙運動の計画の立案、調整、指揮、監督者など)	買収罪等の悪質な選挙違反を犯し、 禁固以上の刑に処せられた場合 (執行猶予を含む)	



21世紀の新しい選挙制度が動き出しました。
2001年の参議院通常選挙から始まります。
みんなそろって、明るい選挙

詳しくは、自治省、(財)明るい選挙推進協会、最寄りの都道府県・市区町村の選挙管理委員会におたずねください。
(自治省は2001年1月6日から総務省になります)

自治省・(財)明るい選挙推進協会

自治省ホームページ <http://www.mha.go.jp>